富山県学校薬剤師会会則

昭和 36 年 制定 昭和 61 年一部改正 昭和 62 年一部改正 平成 元年一部改正 平成 3 年一部改正 平成 6 年一部改正

- 第1条 本会は、富山県学校薬剤師会と称し、事務所を富山県薬剤師会内におく。
- 第2条 本会は学校薬剤師相互の研修と親睦を図り、学校保健衛生の向上に寄与すること を目的とする。
- 第3条 本会は県内の学校薬剤師をもって組織する。
- 第4条 本会の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - 1. 学校保健衛生に関する調査研究。
 - 2. 学校薬剤師の職務に関する研究指導。
 - 3. 学校薬剤師に関する研修会並びに講演会の開催。
 - 4. 刊行物の発行並びに斡旋。
 - 5. その他必要と認められる事項。
- 第5条 本会にはつぎの役員をおく。

会長 1名 副会長 若干名 理事 若干名 監事 2名。

- 第6条 本会には顧問・相談役・参与をおくことができる。 顧問・相談役・参与は役員会の議決により推薦する。
- 第7条 会長は本会を代表し、会務を掌る。

副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

理事は会務を分掌する。内、専務理事1名と常任理事若干名をおく事ができる。 監事は会務並びに会計を監査する。

- 第8条 本会には、市町村ごとに地区学校薬剤師会をおき、郡市又は職域などの単位に部会を置くことができる。
- 第9条 本会の経費は、会費、補助金及び寄附金をもって之にあてる。
- 第10条 会議は、総会 役員会 委員会とし、会長之を招集する。
- 第11条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。
- 第12条 本会則の改廃は総会において行う。